

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
4月20日
(金曜日)

目次

告示	九
土地改良事業施行の認可(農村整備課)	九
土地改良事業計画変更の認可(農村整備課)	一
通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定(道路整備課)	一
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事(道路整備課)	二
光中央土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)	二
河川法第六条第一項第一号の区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定(河川課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)	二
公告	三
契約の締結(税務課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	四
土地改良区役員の届出(農村整備課)	四
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	四
土地改良事業の完了の届出(農村整備課)	五
県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	五
平成十九年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)	五
選管告示	六
政治団体の名称等	六
政治団体の異動事項	七
解散等に係る政治団体の名称等	七
資金管理団体の異動事項	八
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	八
公安委規則	九
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	九

山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………九

労委公告……………九

山口県労働委員会のおつせん員候補者……………九

雑報……………九

通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定……………一〇

高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に関する通行方法……………一〇



山口県告示第二百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成十九年四月二十日

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
秋穂土地改良区	第一大正地区	ため池の整備	平成一九、四、六
柳井市土地改良区	水上田地区	"	"
		"	"

山口県告示第二百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年四月二十日

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
柳井市土地改良区	品木の池地区	ため池の整備	平成一九、四、六

山口県告示第二百十二号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

路線名	区	間	指定の期日
岩国玖珂線	岩国市錦見六丁目二四二七の一地先から 同市玖珂町字丈六 九六五の三五地先まで		平成十九年四月二十日

山口県告示第二百十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

市名	路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始年月日
山陽小野田市	市有帆大休線	山陽小野田市大字有帆字下指月二四地先から同市同大字同字二二の一地先まで	道路改良	平成十九年四月二十一日

山口県告示第二百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、光中央土地区画整理組合の解散を認可した。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第二百十五号

真締川水系に係る二級河川真締川及び二級河川戸石川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第一項第三号の規定により、次の区域を同項第一号の区域と一体として管理を行う必要がある区域として指定する。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

次の図の茶色で着色した部分に該当する土地の区域（法第六条第一項第一号及び第二号の区域を除く。）
 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第四工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第四工区）
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

工	種	数	量
本体工（ハイブリッドケーソン製作・運搬）			三函 ^次

二 経営規模等入札参加資格
 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年四月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼構造物工事業の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事業の数値が千以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二二号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年四月二十三日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年五月十日までに発送する。

その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。



(二九六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

税務電算システム運用維持管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎二丁目一番一号

六 契約金額

三千四百六十五万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

自動車税電算処理システム等の運用維持管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎二丁目二番一号

六 契約金額

三千八百八十一万千五百五十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(一九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

十八年十二月八日山口県公告(六一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松

市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年四月二十日から同年五月二十一日までの間、山口県商工労働

部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星ブラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

十八年十二月八日山口県公告(六一一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松

市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年四月二十日から同年五月二十一日までの間、山口県商工労働

部商政課及び下松市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一九九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地

改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

柳井市土地改良区 理事 河村 明人 柳井市余田二八九四

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

柳井市土地改良区 理事 嬉 保夫 柳井市余田二九一七

(二〇〇) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律

第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において

準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条

の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項

の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のと

おり縦覧に供します。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

柳井市

市町名

二 縦覧の期間

日積中央地区

用排水施設の改修

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二〇一) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

山口市

御馬地区
ほ場の整備

平成一五、一一、五 平成一九、三、二六

(二〇二) 県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月二十三日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二〇三) 平成十九年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成十九年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成十九年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業研修部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

平成十九年六月十八日(月曜日)から同年七月十三日(金曜日)まで

四 受講者の定員

十五人

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

区 分	学 科		科 目
	一般科目	専門科目	
実 習	畜産概論	生殖器解剖	家畜の飼養管理 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規
	家畜の栄養	繁殖生理	
工 授 精	家畜の飼養管理	精子生理	家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法
	家畜の審査	種付けの理論	
		人工授精	

七 受講申込書の提出期限

平成十九年五月十八日(金曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定
 受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料
 一万六千八百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはるること。
 十一 その他
 収入証紙には、消印をしないこと。

この講習会の致謝については、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課（電話〇八三一九三三三―三三四三四）又は最寄りの家畜保健衛生所にするにと。



山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年四月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 勉 同

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届出年月日)
佐藤英雄後援会	兼重 秀男	兼重 鈴子	周南市大字久米1506の2		平成19、3、6

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十九年四月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 勉 同

政治団体の名称	異動事項	内容		備考(届出年月日)
		異動	旧	
	新			

自由民主党下関支部	代表者	塩満 久雄	友田 有	平成19、3、28
自由民主党須佐支部	会計責任者	植田 正	中田 博昭	
自由民主党山口県看護連盟支部	事務所	三浦 實 防府市八王子2丁目3番6号	伊藤 勇 防府市古祖原10番5号	" " 23
自由民主党山口県下松市第二支部	事務所	下松市桜町1丁目19番15号	下松市大字西豊井1580の8	" " 26
自由民主党山口県港運支部	代表者	佐々木哲夫	中村 通利	" " 14
自由民主党山口県港運支部	代表者	古谷 利男	宗 耕一郎	" " 8
自由民主党山口県歯科医師連盟支部	事務所	山陽小野田市大字小野田6289の1	岩国市新港町4丁目17番12号	" " 9
上利禮昭後援会	代表者	安藤 進	藤本 忠人	" " 1
上利礼昭後援会	代表者	福田 久義	安藤 進	" " 7
上利礼昭後援会	代表者	上利美代子	大島 敬文	" " 7
味村太郎後援会事務所	事務所	美祢郡秋芳町大字嘉万3816	美祢郡秋芳町大字嘉万2903	" " 14
有道典広後援会	代表者	有道 玲子	三春 大作	" " 30
石本たかし後援会	代表者	石本 崇	三吉 徹夫	" " 2
井上憲郎後援会	代表者	野村 齊	田中 二郎	" " 8
植松洋進後援会	代表者	師井 秀利	松永 来蔵	" " 6
江原ひで子後援会	代表者	山本 正恵	大野 正恵	" " 30

恵本洋嗣後援会	代表者	恵本 洋嗣	上河 孝一	" "
	事務所	岩国市錦町字佐郷529	玖珂郡錦町大字佐郷529	
小野田厚狭民社協会	代表者	田原 弘之	大原 邦男	" "
	事務所	田原 弘之	大原 邦男	
笠井泰孝後援会	代表者	日下 卓美	川口 貞一	" "
	事務所	周南市大字夜市783	周南市梅園町2丁目3	
神本康雅後援会	代表者	山口市中央4丁目3番3号	山口市駅通り1丁目4番6号	" "
	事務所	山口市中央4丁目3番3号	山口市駅通り1丁目4番6号	
市民のための山口市政をつくる会	代表者	下関市田中町16番7号	下関市生野町2丁目7番20号	" "
	事務所	下関市田中町16番7号	下関市生野町2丁目7番20号	
市民連合下関	代表者	下松市桜町1丁目19番15号	下松市大字西豊井1580の8	" "
	事務所	下松市桜町1丁目19番15号	下松市大字西豊井1580の8	
宗友会	代表者	防府市大字高井1042の1	防府市西仁井令1丁目3番20号	" "
	事務所	防府市大字高井1042の1	防府市西仁井令1丁目3番20号	
すやま具史後援会	代表者	今津 等	佐藤 滋	" "
	事務所	萩市大字福井下4036の22	萩市大字権8の6	
政治結社大日本新政會萩支部	代表者	倉田 康也	青木 哲彦	" "
	事務所	倉田 康也	青木 哲彦	
全日本不動産政治連盟山口県本部	代表者	" "	" "	" "
	事務所	" "	" "	
多田桂次郎後援会	代表者	山口市小郡下郷1512の1	吉敷郡小郡町大字下郷1512の1	" "
	事務所	山口市小郡下郷1512の1	吉敷郡小郡町大字下郷1512の1	
田中いさむ後援会	代表者	徳地島地21800の1	佐渡郡徳地町大字島地21800の1	" "
	事務所	徳地島地21800の1	佐渡郡徳地町大字島地21800の1	
田中敏靖を支える会	代表者	櫻田 幸光	上野 泰昭	" "
	事務所	櫻田 幸光	上野 泰昭	
中田ひろあき後援会	代表者	中田 博昭	大谷 雅臣	" "
	事務所	中田 博昭	大谷 雅臣	
西林幸博後援会	代表者	藤井 賢治	山部 幸弘	" "
	事務所	藤井 賢治	山部 幸弘	
萩・長門民社協会	代表者	徳本 泰宏	長尾 泰佳	" "
	事務所	徳本 泰宏	長尾 泰佳	

羽根俊昭後援会	代表者	佐竹 精志	縄田 義雄	" "
	事務所	松原 桂介	中山 元衛	
平田あつひと後援会	代表者	友安 洋二	永見 勝明	" "
	事務所	友安 洋二	永見 勝明	
平野和生後援会	代表者	平野 和生	石碕 益夫	" "
	事務所	平野 和生	石碕 益夫	
藤尾のりみ後援会	代表者	藤尾のりみ後援会	藤尾憲美後援会	" "
	事務所	藤尾のりみ後援会	藤尾憲美後援会	
古谷清子後援会	代表者	江原 幸男	有田 晴夫	" "
	事務所	江原 幸男	有田 晴夫	
豊岡政経問題研究会	代表者	三井 康司	尾河 和浩	" "
	事務所	三井 康司	尾河 和浩	
山口県歯科医師連盟	代表者	山口市吉敷3238	山口市大字吉敷3238	" "
	事務所	山口市吉敷3238	山口市大字吉敷3238	
山口県商工政治連盟	代表者	河岡啓太郎	吉野 茂	" "
	事務所	河岡啓太郎	吉野 茂	
山口民社協会	代表者	岡本 謙一	松宮 太一	" "
	事務所	岡本 謙一	松宮 太一	
山根幹夫後援会	代表者	大内 真伍	村実 秀次	" "
	事務所	山口市駅通り2丁目9番14号	山口市駅通り2丁目7番26号	
裕政会	代表者	小郡下郷1215の12	吉敷郡小郡町大字下郷1215の12	" "
	事務所	小郡下郷1215の12	吉敷郡小郡町大字下郷1215の12	

山口県選挙権者数調査報告書(第四十五号)

姓名別投票区別出坪(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による調査があった選挙区ごとの投票区別各投票区の名簿並びに次のとおりである。

平成十九年四月二十日

山口県選挙権者数調査係長 栗田 勉 印

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
---------	-------	----------	------------	-------

相本繁夫後援会	木藤 政雄	亀石 博光	山陽小野田市大字東高泊685の1	平成19、2、28
秋本邦彦後援会	岩本 清春	外川 全一	山口市吉敷1511の10	平成18、5、31
味村太郎後援会事務所	山本 朋宏	吉村 浩二	岩国市旭町1丁目13番32号	" 12、"
明日のふるさとを考える会	沖田 秀仁	吉野 悟	" 玖珂町465の12	" " 1
池田和義後援会	西田 富男	濱田 紘	下関市豊浦町大字宇賀8482	平成19、2、13
井上憲郎後援会	野村 齊	井上 洋正	美祿郡美東町大字綾木1560	平成18、12、31
岡本信郎後援会	山中 将行	杉山 泰啓	岩国市周東町西長野1232	" 10、30
奥田定夫後援会	小倉 智	配川 一夫	美祿郡秋芳町大字嘉万5265	平成19、3、25
折中光雄後援会	新山 芳昭	新谷 忠司	柳井市神代4139の2	平成18、12、31
倉田正史後援会	岩山 益	藤弘 保	岩国市玖珂町1167	" " "
秋成会	秋本 邦彦	八木 久夫	山口市吉敷1511の10	" 5、"
角里美俊後援会	和田 静雄	原田 忠臣	岩国市錦町須川212	平成19、3、26
炭村会	炭村 信義	炭村恵美子	周南市本陣町16番19号	平成18、12、15
太陽の会	西村 恵昭	桂 克美	岩国市旭町3丁目4番43号	" " 31
中田ひろあき後援会	為近 厚	中田 博昭	下関市上田中町4丁目11番21号	" " 1
西村良夫後援会	荒木 昭一	徳本 長史	山口市小郡下郷1318	" 9、30
原田宣昭後援会	吉野 悟	原田 康子	岩国市玖珂町465の12	" 12、1
原昌克後援会	岡藤 康男	重富 公義	山口市吉敷2539の26	平成19、3、"
藤田ひろし後援会	藤田 紘	藤田久美子	下関市菊川町大字田部739の2	" 1、30
松江和男後援会	森川 善人	松江 弘子	岩国市錦町広瀬6669の6	平成18、12、1

みやもと昭義後援会	田中 短博	川瀬 数雄	" 美和町生見2189	" " 28
山口県政促進協力会	高村 正彦	鈴木 匡信	山口市大手町9番11号	" " 31
山本せいじ後援会	上原 博文	山本 愛子	宇部市大字西吉部2988	平成19、3、25
吉水靖彦後援会	吉水 靖彦	山本 兼三	大島郡周防大島町大字伊保田1274	平成18、12、20
米本正後援会	米本 茂子	木村 稔	岩国市川下町1丁目7番35号	平成19、1、28

山口県警察本部警察官会報第四十七号

各知事宛提出状(留保)二十三号(警察官会報第四十七号)第十七条第三項の改正による改正
及びその関係事項の経過を記載する。次を以てする。

平成十六年四月二十日

山口県警察本部警察官会報 栗田 豊 臣

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 (届出年月日)
				新	旧	
江原 任子	萩市議会議員	江原ひで子後援会	会計責任者	山本 正恵	大野 正恵	平成19、3、30
陶山 具史	防府市長	すやま具史後援会	事務所	防府市大字の1	防府市西仁井令1号3番20号	" " 27
田中 敬靖	山口県議会議員	花梨会	公職の種類	山口県議会議員	防府市議会議員	" " 2
中島 裕一	山口市議会議員	裕政会	事務所	山口市小郡下郷1215の12	吉敷郡小郡町大字下郷1215の12	" " 26
西林 幸博	周南市議会議員	西林幸博後援会	会計責任者	藤井 賢治	山部 幸弘	" " 27
平田 豊民	防府市議会議員	平田あつひと後援会	"	友安 洋二	永見 勝明	" " 22

山口県警察本部警察官会報第四十七号

各知事宛提出状(留保)二十三号(警察官会報第四十七号)第十七条第三項の改正による改正

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。
 平成十九年四月二十日

山口県選挙管理委員会委員 福田隆司

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備考 (本表の欄に記入した日)
		名称	主たる事務所の所在地		
秋本 邦彦	山口市議会議員	秋成会	山口市古敷1511の10	秋本 邦彦	平成19、3、22
炭村 信義	周南市議会議員	炭村会	周南市本陣町16番19号	炭村 信義	2
藤田 紘	下関市議会議員	藤田ひろし後援会	下関市菊川町大字田部739の2	藤田 紘	12



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一周南市鹿野青年の家の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項一九一号に関する部分中「東深川字一ノ坪一九二六の一」を「西深川字四ノ椎ノ木道租五八七の一」に改め、同表三の項徳山光線に関する部分の前に次のように加える。

山口宇部線
 山口市江崎字出合南三八四九の二地先から宇部市大字西岐波字大沢四五七三の三地先まで

別表三の項徳山光線に関する部分の次に次のように加える。

岩国玖珂線
 岩国市錦見六丁目二四二七の一地先から同市玖珂町字文六 九六五の三五地先まで

別表六の項岸津京慶線に関する部分の次に次のように加える。

大内国衙線
 防府市大字江泊字納里一〇四九の五地先から同大字字田中屋二四九三の三地先まで

附則

この規則は、公布の日から施行する。



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成十九年四月十二日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成十九年四月二十日

山口県労働委員会会長 加藤 政 男

氏名	略歴
加藤 政男	山口県労働委員会公益委員 山口県労働協会理事長
柳澤 旭	山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授
大田 明登	山口県労働委員会公益委員 弁護士
北本 時枝	山口県労働委員会公益委員 税理士
中坪 清	山口県労働委員会公益委員 弁護士
大塚 健二	山口県労働委員会労働者委員 マツタテ労働組合副執行委員長
杉本 郁夫	山口県労働委員会労働者委員 日本化学工ネルギー産業労働組合連合会山口地方連絡会議長
鈴木 博文	山口県労働委員会労働者委員 全国繊維化学食品流通サービズ一般労働組合同盟山口県支部長
中野 威	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
長嶺 平治	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
大谷 憲史	山口県労働委員会使用者委員 東洋鋼鉄株式会社執行役員管理本部総務人事部長
平野 忠昭	山口県労働委員会使用者委員 宇部興産株式会社顧問
松浦 秀子	山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
山田 義裕	山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長
山中 直之	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
山田 正人	前山口県労働委員会労働者委員
浅野 正之	前山口県労働委員会使用者委員
内藤 知則	前山口県労働委員会使用者委員
河野 哲男	山口県労働委員会事務局長
甲木 順二	山口県労働委員会事務局長

歴



通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定

道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)第十九条第一項の規定により読み替えて適用される車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定します。

平成十九年四月二十日

山口県道路公社

理事長 吉富克史

路線名	区間	指定の期日
山口宇部線	山口市江崎字出合南三八四九の二地先から 宇部市大字西岐波字大沢四五七三の三地先まで	平成十九年四月二十日

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に関する通行方法

道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)第十九条第一項の規定により読み替えて適用される車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第十条第一項の規定により、道路整備特別措置法施行令第十九条第一項の規定により読み替えて適用される車両制限令第三条第一項第三号の規定による山口県道路公社の指定を受けた道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に関する通行方法を次のとおり定めます。

平成十九年四月二十日

山口県道路公社

理事長 吉富克史

- 一 車線からはみ出しの禁止等
- (一) トンネルその他道路の路面の上方に施設又は工作物が設けられている場所においては、車線からはみ出さないように通行しなければならない。
- (二) 道路外の施設又は場所に入入りするためやむを得ない場合において車線からはみ

出すときは、道路標識、樹木その他車線の外側の路面の上方に設けられている施設、工作物又は物件に接触しないように十分に注意して通行しなければならない。

二 標識の掲示
車両の後面の見やすい箇所に、地色が黒色の板に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識（縦〇・一二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・一二メートル以上のもの）を掲げなければならない。

三 道路情報の収集
あらかじめ、通行しようとする区間における工事の有無等の情報を収集し、道路の路面の上方に一時的に施設又は工作物が設けられている場所がないことを確認しなければならない。

平成十九年四月二十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）